

# 文化庁における国語施策・日本語教育施策 (令和2年度予算)

令和2年5月  
文化庁国語課

## < 目 次 >

○ 令和2年度予算の概要	1
--------------	---

### 【文化審議会国語分科会】

○ 文化審議会国語分科会	2
○ 文化審議会国語分科会委員名簿	3

### 【国語施策の充実】

○ 国語施策の充実（全体概要図）	4
○ 調査及び調査研究（国語に関する世論調査）	5
○ 危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業	6

### 【外国人に対する日本語教育の推進】

○ 外国人に対する日本語教育の推進（全体概要図）	7
○ 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業	8
○ 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	9
○ 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業	10
○ 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラム開発・活用事業	11
○ 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育	12
○ 日本語教育に関する調査及び調査研究	13
○ 日本語教育研究協議会の開催	14
○ 省庁連携日本語教育基盤整備事業	15

# 令和2年度予算概要

(単位：千円)

事項	前 年 度 予 算 額	令和2年 度 予 算 額	対前年 度 比較増減額
文化審議会国語分科会	9,181	9,199	18
国語施策の充実	48,506	48,499	△ 7
調査及び調査研究(国語に関する実態調査)	11,714	11,714	0
国語問題研究協議会の開催	4,211	4,204	△ 7
危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業	32,581	32,581	0
外国人に対する日本語教育の推進	804,028	954,867	150,839
日本語教育に関する調査及び調査研究	7,671	16,873	9,202
日本語教育研究協議会の開催	3,048	3,061	13
条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育	43,804	43,804	0
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	46,006	46,021	15
「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業	140,114	146,714	6,600
日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業	62,912	198,016	135,104
省庁連携日本語教育基盤整備事業	3,115	3,409	294
地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業	497,358	496,969	△ 389
合　　計	861,715	1,012,565	150,850

## 文化審議会

- ・文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項の調査審議等

### 文化政策部会

- ・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

### 美術品補償制度部会

専門調査会

- ・展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

### 世界文化遺産・ 無形文化遺産部会

- ・世界遺産条約及び無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

#### 世界文化遺産特別委員会

- ・世界遺産条約の実施に関する事項の調査審議に関するこ

#### 無形文化遺産特別委員会

- ・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議に関するこ

### 国語分科会

- ・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

#### 国語課題小委員会

- ・コミュニケーションの在り方・言葉遣いに関するこ

#### 日本語教育小委員会

- ・外国人に対する日本語教育に関するこ

### 著作権分科会

- ・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

### 文化財分科会

- ・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

#### 第一専門調査会

- ・美術工芸品のこと

#### 第二専門調査会

- ・建造物及び伝統的建造物群保存地区のこと

#### 第三専門調査会

- ・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財のこと

#### 第四専門調査会

- ・無形文化財及び文化財の保存技術のこと

#### 第五専門調査会

- ・民俗文化財のこと

#### 企画調査会

- ・文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画のこと

### 文化功労者選考分科会

- ・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

# 文化審議会国語分科会委員名簿

## 文化審議会国語分科会委員名簿

(敬称略・五十音順)

石井 恵理子	東京女子大学教授
石黒 圭	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授、 国立大学法人一橋大学大学院言語社会研究科連携教授
上部 明子	学校法人柴永国際学園 J E T 日本語学校校長 つくば国際大学医療保健学部教授
木義徳	聖心女子大学現代教養学部教授
森卓也	株式会社三井物産戦略研究所国際情報部主席研究員 二松学舎大学特別招聘教授、立教大学名誉教授
吉宇一	武蔵野大学准教授 株式会社テレビ朝日アスク取締役
瀬崎誠	公益財団法人ラボ国際交流センター ラボ日本語教育研修所所長 一般社団法人日本書籍出版協会理事、株式会社大学書林代表取締役社長
藤歩めぐみ	日本大学大学院総合社会情報研究科教授 一般社団法人日本新聞協会用語専門委員
根健一人	放送大学教授
浦真牧	明治大学国際日本学部教授
中ゆかり	日本大学教授
東陽一	愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室長 公益社団法人国際日本語普及協会専務理事
戸佐和	女優、作家
江有里	東京外国语大学大学院総合国際学研究院教授
岸雅史	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授・研究主幹 京都教育大学教授
根野尚史	法政大学文学部心理学科教授
浜麻里	大阪大学大学院言語文化研究科日本語・日本語文化専攻教授
田由紀	国立大学法人岩手大学教授
嶋潤子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング政策研究事業本部主任研究員 公益社団法人日本文藝家協会常務理事、作家
岡洋子	独立行政法人国際交流基金日本語第1事業部部長
田あゆみ	公益社団法人日本国際交流センター執行理事 早稲田大学文学学術院教授
村春文	東京都立白鷗高等学校・附属中学校統括校長
受敏浩	
山卓郎	
本善子	

## 国語課題小委員会（案）

石黒圭	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授、 国立大学法人一橋大学大学院言語社会研究科連携教授
入田明子	つくば国際大学医療保健学部教授
岩瀬一成	聖心女子大学現代教養学部教授
沖森卓也	二松学舎大学特別招聘教授、立教大学名誉教授
川瀬眞由美	株式会社テレビ朝日アスク取締役
佐藤歩	一般社団法人日本書籍出版協会理事、株式会社大学書林代表取締役社長
根健一	一般社団法人日本新聞協会用語専門委員
関真人	放送大学教授
瀧健人	明治大学国際日本学部教授
浦牧郎	日本大学教授
中ゆかり	女優、作家
中江里紀彦	法政大学文学部心理学科教授
中由彦郎	公益社団法人日本文藝家協会常務理事、作家
中牧卓久	早稲田大学文学学術院教授
福田森善	東京都立白鷗高等学校・附属中学校統括校長

## 日本語教育小委員会（案）

石井恵理子	東京女子大学教授
上田靖夫	学校法人柴永国際学園 J E T 日本語学校校長
木大吉	株式会社三井物産戦略研究所国際情報部主席研究員
神義徳	武蔵野大学准教授
島宇一	日本大学大学院総合社会情報研究科教授
島めぐみ	愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室長
田陽一	公益社団法人国際日本語普及協会専務理事
田佐和	国立大学法人東京外国语大学大学院総合国際学研究院教授
田江有里	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授・研究主幹
岸雅史	国立大学法人京都教育大学教授
岸田尚史	国立大学法人大阪大学大学院言語文化研究科日本語・日本語文化専攻教授
浜田里紀	国立大学法人岩手大学教授
浜田潤子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
浜岡洋子	政策研究事業本部主任研究員
南あゆみ	独立行政法人国際交流基金日本語第1事業部部長
村春文	公益財団法人日本国際交流センター執行理事
村受敏浩	公益財団法人ラボ国際交流センター ラボ日本語教育研修所所長
受田卓郎	
受山善子	

## 審議会における検討

諮詢  
課題等

### 文化審議会国語分科会

国語の改善及び  
その普及に関する事項を調査・審議



### 答申等

- |        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| H16年2月 | これからの時代に求められる国語力について（答申）         |
| H19年2月 | 敬語の指針（答申）                        |
| H22年6月 | 改定常用漢字表（答申）                      |
| H24年1月 | 国語分科会で今後取り組むべき<br>課題について（意見のまとめ） |
| H25年2月 | 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）         |
| H26年2月 | 「異字同訓」の漢字の使い分け例（報告）              |
| H28年2月 | 常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）            |
| H30年3月 | 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）          |

## 具体的な事業の実施

### 調査及び調査研究

（国語に関する実態調査）

（前年度予算額  
12百万円）  
2年度予算額  
12百万円

#### ○国語に関する世論調査

日本人の国語意識や具体的な言葉の理解等の現状を調査する「国語に関する世論調査」を実施し、文化審議会国語分科会における審議資料として活用するとともに、国民の国語に対する意識を高める。



#### ○国語施策情報システムの更新事業

紙媒体でしか現存しない国語施策に関する資料の電子化を行い、文化庁ウェブサイトで資料の公開を進める。



### 国語問題研究協議会の開催

（前年度予算額  
4百万円）  
2年度予算額  
4百万円

国語をめぐる諸問題を取り上げ、文化審議会の答申等について説明するとともに改善の方策等について研究協議を行う「国語問題研究協議会」を開催する。



### 危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業

（前年度予算額  
33百万円）  
2年度予算額  
33百万円

#### ○危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究

これまで実施した危機的な状況にある言語・方言に関する調査研究の成果を広く国民に周知するとともに、保存・継承に当たっての取組等を促しつつ、効果的な保存・継承について研究協議等を行う。

#### ○アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業

民族共生象徴空間におけるアイヌ語に関する取組の方向性も踏まえ、アイヌ語の音声データをデジタル化し、アーカイブ作成を支援するとともに、アイヌ語の翻字（文字起こし）・翻訳を行う技術を身に付けた人材の育成を行う。

※民族共生象徴空間におけるアイヌ語体験プログラム（経費は企画調整課で要求）については国語課で担当

#### ○被災地における方言の活性化支援

東日本大震災による被災や避難に伴い、消滅の危機にある方言の保存・継承ための教材作成やシンポジウムなど方言の再興につながり、メンタルケアなどコミュニティ再生にも資する、地域の取組を支援する。

平成7年度以降、毎年、「国語に関する世論調査」を実施。

調査対象: 全国16歳以上の男女 3,000人  
抽出方法: 層化2段無作為抽出法(\*)  
調査方法: 調査員による面接聴取法

\*全国の市町村を規模に応じて分類(層化)した上で、調査対象の市町村を抽出し(第1段)、次に各地点から調査対象とする個人を住民基本台帳を用いて無作為抽出(第2段)する方法

## 国民の国語に関する意識と 国語の現状、変化の把握

文化審議会国語分科会での  
審議事項に関連するデータの提供

### ○ 調査年度 15, 16, 17

- 敬語についての意識、敬語の使い方等について調査  
→ 文化審議会答申「敬語の指針」(平成19年2月)の審議に活用

### ○ 調査年度 15, 16, 18, 21

- 常用漢字表についての意識、漢字の使い方等について調査  
→ 文化審議会答申「改定常用漢字表」(平成22年6月)の審議に活用

### ○ 調査年度 19, 20, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28

- 国語に関する諸問題について調査  
→ 文化審議会国語分科会にデータを提供し、課題の洗い出し、整理等に活用

報道等による  
国民の国語への関心の喚起

### 人と議論避け「空気読む」傾向



・言葉遣いの現状や変化  
・慣用句の使い方 等

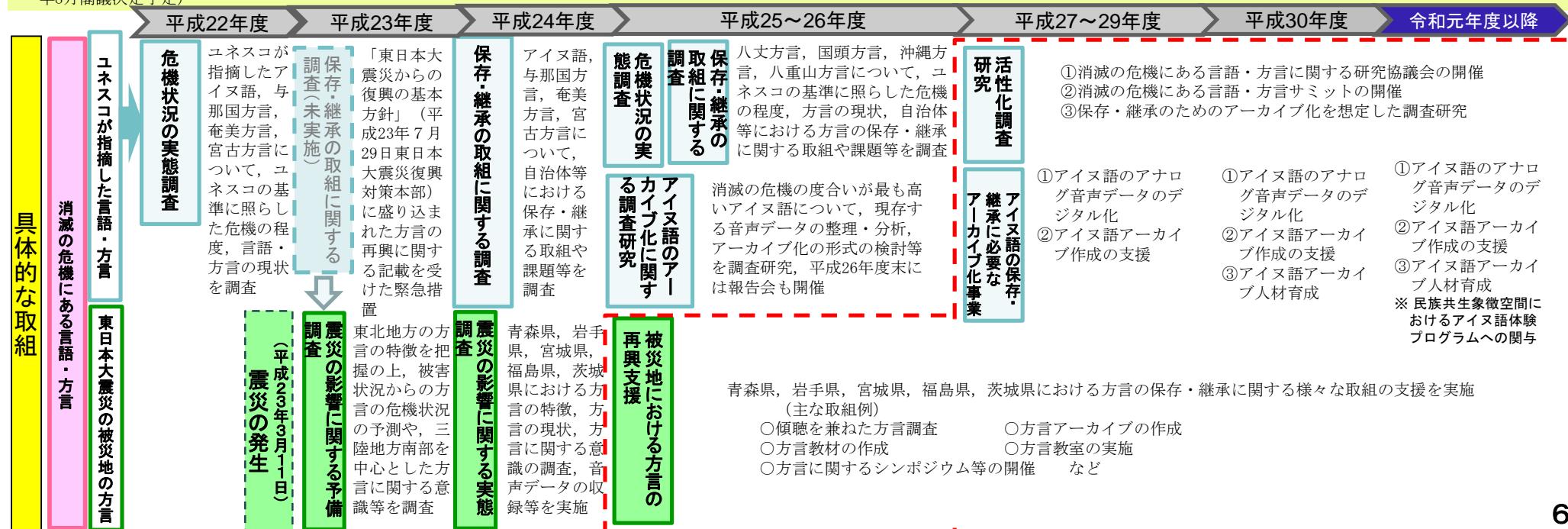


# 危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業

(前年度予算額  
令和2年度予算額  
33百万円  
33百万円)

ユネスコに指摘された言語・方言や東日本大震災の被災地における方言など、我が国において消滅の危機にある言語・方言の実態を把握するとともに、観光振興や地域振興につながる地域の文化の基盤である言語・方言の保存・継承に向けた地域での取組の実情を把握し、言語・方言が消滅することなく、保存・継承が円滑に行われるよう必要な措置を講じ、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。

- ◎「文部科学省組織令」（平成21年政令第251号・平成30年10月1日一部改正）  
第99条 国語課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 國語の改善及びその普及に関すること。（中略） 三 アイヌ文化の振興に関すること（アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関することに限る。）
- ◎「Atlas of the World's Languages in Danger」（平成21年2月19日ユネスコ）  
消滅の危機にあるとされた8言語・方言（アイヌ語、八丈方言、奄美方言、国頭（くにがみ）方言、沖縄方言、宮古方言、八重山方言、与那国方言）
- ◎「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）  
「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。
- ◎「北海道外アイヌ生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について（平成24年6月1日アイヌ政策推進会議政策推進作業部会）  
関係機関におけるアイヌ語の調査研究を一層充実・強化するとともに、アイヌ語の研究を行っている大学等と連携を図りながらその成果の普及啓発を行うこと、また、アイヌ語の教育・研究環境の整備に努めることなどによって、アイヌ語の伝承活動を支援することが必要である。
- ◎「国連社会権規約委員会最終見解」（平成25年5月17日国連社会権規約委員会）  
アイヌ語を保全しあつ振興するためにとられた措置の成果に関する情報を次回の定期報告書に記載するよう要請する。
- ◎「民族共生の象徴となる空間」における文化伝承等の活動について（平成25年9月11日アイヌ政策推進会議）  
象徴空間においては、アイヌ語に第一言語、いわば“公用語”としての位置付けを与えること、アイヌ語に関する学習・翻訳拠点として位置付けることが、アイヌ語の取組の方向性として示される。
- ◎「アイヌ文化の振興等のための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理に関する基本方針について（平成26年6月13日閣議決定）
- ◎「国連人種差別撤廃委員会 日本の第10回・第11回定期報告に関する総括所見」（平成30年8月）  
アイヌの人々の…文化及び言語に対する権利の実現に向けた取組の強化を継続すること
- ◎「文化芸術推進基本計画」（第1期）（平成30年3月6日閣議決定）  
第4 今後5年に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策 2 戰略2関連 ●ユネスコの公表した国内における消滅の危機にある言語・方言や東日本大震災被災地域の方言について、その実態を把握するとともに、言語・方言の保存・継承のための調査研究と情報の収集を行い、その成果の普及等を通じて、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。【戦略2, 4, 5】
- ◎「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号）及び本法律に基づく「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」（令和元年8月閣議決定予定）



## 現 状

### 【データ】

- 在留外国人数  
平成2年約108万人→平成30年約273万人（平成30年12月現在）
- 日本語学習者数  
平成2年約6万人→平成30年約26万人
- 日本語教室が開催されていない自治体に居住している外国人数 約45万人（平成29年現在）
- 法務省告示日本語教育機関数  
平成2年末384機関→平成30年末708機関

### 「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）

- ①一定水準の日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指した、  
**地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組支援**
- ②日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自学自習が可能で**多言語に対応した、ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供等の実施**
- ③「ヨーロッパ言語共通参考枠（CEFR）」を参考にした**日本語教育の標準や日本語能力の判定基準の検討・作成**
- ④**日本語教師の資質・能力を証明する資格制度の検討**

### 日本語教育の推進に関する法律の公布・施行（令和元年6月28日）

## 日本語教育施策

### 新たなフェーズ

総合的対応策の  
早期実行・展開

推進法

全国的な環境  
整備

人材確保  
質の向上

先進的事例の蓄積

空白地域支援  
国的基本方針策定・  
地方公共団体へ基本的  
な方針のモデル提示

## （1）日本語教育の全国展開・学習機会の確保

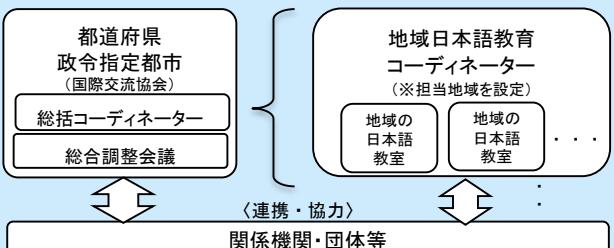
### ①地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

令和2年度予算額（案）497百万円（前年度予算額 497百万円）

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進する。



（地域の日本語教室の例）



### ②日本語教室空白地域解消の推進等

令和2年度予算額（案） 147百万円  
(前年度予算額 140百万円)

- インターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）の開発等を実施。  
→令和2年度は4言語を開発する。

R1に6言語（日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）、R2に4言語（インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語）、R3に4言語（タイ語、ミャンマー語、韓国語、モンゴル語）を開発予定  
(外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について)

### ③日本語教育の先進的取組に対する支援等

令和2年度予算額（案） 90百万円  
(前年度予算額 90百万円)

- NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

## （2）日本語教育の質の向上等

### ①日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

令和2年度予算額（案） 198百万円（前年度予算額 63百万円）

○文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。

- ・日本語教師養成カリキュラム
- ・現職者研修カリキュラム
- 日本語教師（初任）…生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等、海外日本語教師（中堅）
- 日本語教育コーディネーター ……地域日本語教育コーディネーター、主任教員学習支援者（いわゆるボランティア）

- 日本語教師の資質・能力を証明する資格制度のための調査研究  
→審議会で検討中の日本語教育の資格（更新講習等）に関する調査研究を行う。

### ②日本語教育のための基盤的取組の充実

令和2年度予算額（案） 6百万円（前年度予算額 6百万円）

- 日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
- 日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等を開催する。

### ③日本語教育に関する調査及び研究

令和2年度予算額（案） 17百万円（前年度予算額 8百万円）

- 日本語教育の標準等に関する調査研究  
→日本語教育の標準の一次報告案（令和元年度末とりまとめ予定）と既存の日本語能力に係る試験との関連付けを行うための調査研究等を行う。

**【目的】** 新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、在留外国人の更なる急増が見込まれる。このことから、外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、都道府県・政令指定都市が実施する日本語教育環境を強化する取組を支援する。これらの取組を通じ、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、もって、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

## プログラムA

### 〈主な目的〉

- 都道府県・政令指定都市が、地域の日本語教育の実態や課題等を把握
- 都道府県・政令指定都市が、日本語教育実施の具体的な計画策定を通じ、今後の対応方針を明確化

### 〈概要〉

#### ○地域の実態調査

外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

#### ○実施計画策定

地域の日本語教育実施の具体的な計画を策定

○採択件数: **30件**程度 (1年間)

○補助率: **2分の1**

○補助額: 1件当たり**450万円**程度を想定

#### ○対象

都道府県・政令指定都市  
(地域国際化協会を含む)



優良事例等の成果を  
全国に普及

### 〈主な目的〉

- 都道府県・政令指定都市における体制づくりのための取組を財政的に支援し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指す。

### 〈概要〉

#### ○総合的な体制づくりのための取組への補助

都道府県・政令指定都市に地域日本語教育の司令塔機能を置くとともに、地域日本語教育コーディネーターが、当該地域や外国人の特性等に対応した教育プログラムを策定し、地域日本語教育を活発化するような総合的な体制づくりのための取組を財政的に支援。

その際、事業計画が、地域や外国人の実態・特性を十分に踏まえたものとなること、また、大学などの関係機関・団体等との有機的な連携が図られていること等、より実効性の高い計画となることを促進。

#### ○優良事例等の普及

国は、優良事例について、都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議やポータルサイト（日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）等を通じて、その普及を図る。

○採択件数: **17件**程度

○補助率: **2分の1**

○補助額:

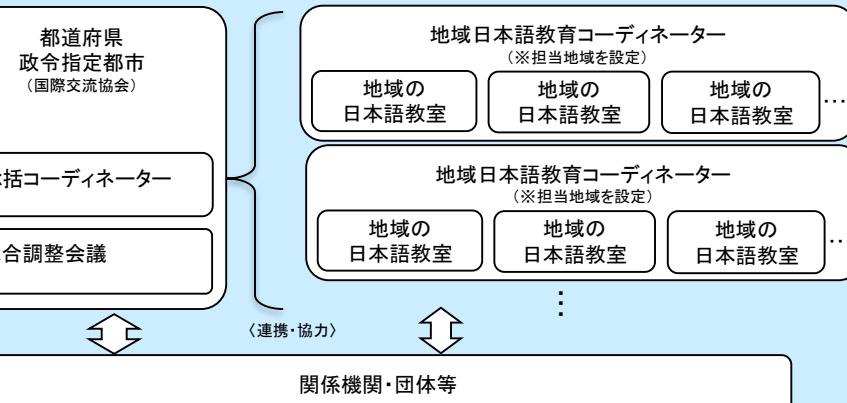
1件当たり**1900万円**程度を想定

○対象 都道府県・政令指定都市  
(地域国際化協会を含む)



日本語教育体制の  
確立

## プログラムB



日本語教育の  
全国展開

日本語学習機会の  
確保

- 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）
- 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和元年6月18日外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）
- 規制改革実施計画 ●成長戦略フォローアップ（令和元年6月21閣議決定）

## 背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を講じていく必要

### 地域日本語教育実践プログラム

日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地の優れた取組を支援することにより、地域における日本語教育の拠点が各地に整備され、日本語教育の推進が図られることを目的とする。

- 『令和元年度委託実績』
- ・採択件数：プログラム（A）13件 プログラム（B）8件
  - ・受託団体：地方公共団体、NPO法人、公益法人、大学等
  - ・採択金額：約200万円/件

#### プログラム（A）

「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組  
「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

- 日本語教育の実施
- 人材の育成
- 教材の作成

#### プログラム（B）

地域資源の活用・連携による総合的取組  
地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

（想定される取組例）

- ・子育てや防災の取組との連携
- ・地方公共団体の部局、関係機関・団体、企業等からなる協議会の設置 等

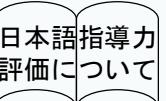
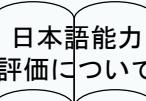
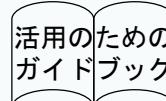
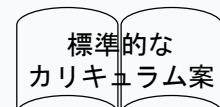
#### 成果の普及

#### 事例の収集、カリキュラム案等の検証・改善

### 文化庁

#### 審議会報告・成果物の提供

文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。



#### 地域日本語教育コーディネーター研修

地域における日本語教育プログラムの編成や実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者等、地域日本語教育を推進する中核的人材に対する研修を実施。（定員20名）

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

# 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

## 趣旨

日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約45万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援する。また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材（ＩＣＴ教材）を開発・提供する。さらに、日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し、日本語教室設置を促す。これらの取組を通して日本語学習環境の格差を正を図り、日本語教育を推進する。

●外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日関係閣僚会議決定） ●外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実について（令和元年6月18日関係閣僚会議決定） ●経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） ●成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

## 事業概要

### 地域日本語教育 スタートアッププログラム

#### アドバイザー派遣のイメージ

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

カリキュラム・教材の開発に対する支援

教室運営の安定化に向けた支援

日本語教育を行う人材の育成

日本語教室の開設（試行）

日本語教室の運営

地方公共団体による取組

アドバイザーへの謝金・旅費 等（約200万円/件）を委託管理団体を通じて支払

### 空白地域解消推進協議会

（前年度予算額 2.7百万円）  
令和2年度予算額（案） 2.7百万円

#### 【対象】

- 地方公共団体
- 国際交流協会担当者等（定員45名）

空白地域解消の実践事例紹介

地域資源活用連携方法等協議



### 日本語学習教材の開発・活用

（前年度予算額 100.6百万円）  
令和2年度予算額（案） 107.2百万円

#### 日常生活に必要な日本語学習コンテンツの開発

前年度に開発した6言語に加え、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語の4言語を開発・提供

日本語学習コンテンツ



登録

NEWS

（日本語教育コンテンツ共有システム）

インターネット

教室に通えない日本語学習者

ICT教材の活用方法のセミナー開催（10か所）



必要に応じてサポート

### 期待される効果

○ 地域に日本語教室が開設される、もしくは日本語学習することにより、日本語を習得する



○ 近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり、外国人が孤立することが少なくなる



○ 地域住民（日本人・外国人）の地域社会への参画が増える



○ 地域住民が活躍、外国人の受入れが円滑になる



○ 地域が活性化する

## 背景・趣旨

- 外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。
- このため、文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（改訂版）を平成31年3月に取りまとめた。（日本語教師（養成）・「生活者としての外国人」・「留学生」・「児童生徒等」・「就労者」・「難民等」・「海外」に対する初任の日本語教師、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター・主任教員、日本語学習支援者に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムを提言）
- 上記の審議会報告で示された、日本語教師の養成における「必須の教育内容」を踏まえた日本語教師の養成を行うことにより日本語教師の資質・能力の向上を図るとともに、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るために実際に養成・研修の現場で適用する実践的なカリキュラムの開発及び活用が必要。
- 文化審議会国語分科会において、日本語教師の資質・能力を証明する資格制度の検討を行っており、今年度、資格の制度設計の枠組みを取りまとめる予定。

## 事業概要

- 上記の審議会報告で示された「教育内容等」の普及を図るため、①日本語教師の養成カリキュラム開発、②現職日本語教師の研修カリキュラム開発と、③開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業を全国で実施する。
- 日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」のうち、特に地方の国立大学等において設置が困難な専門科目について放送・通信による授業を開発する。（④）
- 日本語教師の資格制度の創設に向けて、審議会報告のとりまとめ後に必要となる調査研究を行う。（⑤）
- 成長戦略2019 ●規制改革実施計画（左記、いずれも令和元年6月21日閣議決定） ●外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日関係閣僚会議）**
- 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実について（令和元年6月21日関係閣僚会議）**

## ①日本語教師の養成カリキュラム開発

- 養成カリキュラム開発  
大学・日本語教育機関等に委託  
(大学:主専攻・副専攻、  
日本語教師の養成)



- 養成カリキュラムの試験実施



- 評価・検証・改善

## ②現職日本語教師の研修カリキュラム開発

- 研修カリキュラム開発  
大学・日本語教育機関等に委託  
(生活者としての外国人・留学生・就労者・児童生徒・難民・海外に対する初任日本語教師、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター・主任教員、学習支援者)



- 現職日本語教師の研修カリキュラムの試験実施

- 評価・検証・改善

優良モデルを全国展開

## ③現職日本語教師の研修カリキュラムの活用

## 【課題】

- ・日本語教育人材の絶対数の不足
- ・多様な活動分野の研修に体系的に対応できる教育機関・団体と人材の不足（特に地方）

## ●開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修を日本語教育機関等に委託して実施

- ・人材確保が喫緊の課題である7分野で実施（①生活者としての外国人・②留学生・③就労者・④児童生徒に対する初任日本語教師、⑤中堅日本語教師、⑥主任教員、⑦学習支援者）
- ・全国6ブロックで、開発した各分野の優良モデルの研修を実施

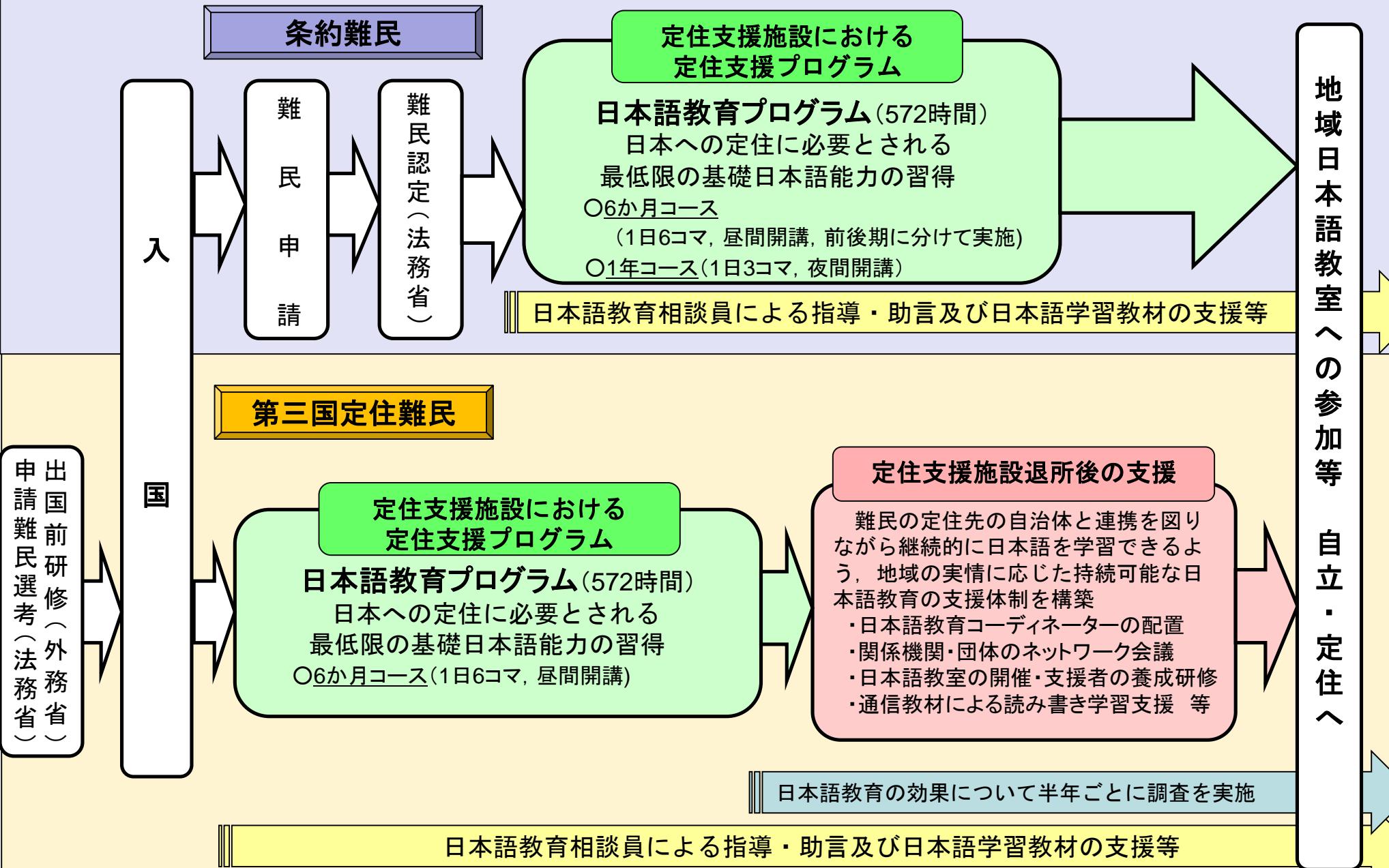
- ・日本語教育人材を指導する専門家の派遣
- ・OJTによる研修担当者の育成

⇒全国で多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進

- ④日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」に基づく、大学間で単位認定が可能な放送・通信による授業を開発する（日本語音韻・音声他）

- ⑤日本語教師の資格に関する調査研究（教育実習、更新講習）

本事業を通じて、日本語教育人材の質の向上、日本語教育人材の確保、日本語教育機関の教育水準の向上を図る



日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、日本語教育機関や日本語学習者の実態を把握するとともに、日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の企画立案の推進のための基礎資料とする。

## 1. 日本語教育に関する実態調査(昭和42年度から実施)

4百万円(4百万円)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。



## 2. 日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究(平成26年度から実施)

13百万円(4百万円)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律の成立を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究として、令和2年度は以下の3テーマ実施する。

### 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日関係閣僚会議決定)(抜粋)

日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「言語のためのヨーロッパ共通参考枠（C E F R）」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。（施策番号53）



今年度、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、国内外の日本語学習及び日本語能力の判定の際に指標となる日本語教育の標準（日本版C E F R）の第一次報告を取りまとめる予定。

### ①日本語教育の標準（日本版C E F R）の第一次報告に示された指標に関する実証調査研究

第一次報告を取りまとめた後に必要となる日本語教育の標準（日本版C E F R）の実証調査研究を行う。

### ②日本語能力に関する試験実施機関が日本版C E F Rと関連づけを行うための調査研究

既存の日本語能力に関する試験の実施機関・団体が日本版C E F Rと関連づけ評価を行うことを目的とした調査研究を行う。本調査研究では、日本版C E F Rと各試験との連関を明らかにするとともにその方法等を示した手引き・チェックリスト等の作成を行う。

### 日本語教育の推進に関する法律(議員立法、令和元年6月28日公布・施行)(抜粋)

#### 附則（検討）第2条

国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（「日本語教育機関」という）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方



日本語教育の推進に関する法律の附則2条の検討を行うに当たって、必要となる調査研究を行う。

### ③日本語教育の優良事例評価の仕組み作りの調査研究

我が国に在留する外国人に対して優良な日本語教育実施機関・団体に関する情報提供を行えるようにするため、優れた日本語教育の取組を行い、成果をあげている事例を評価し公表する仕組み作りを行うための調査研究を行う。

## 事業の経緯・目的

- ・我が国に在留する外国人は、「出入国管理及び難民認定法」が改正施行された平成2年末の約108万人から約256万人となり2倍以上増加した。留学生や日系定住者のほか外国人配偶者など日本語を学習する外国人も、約6万人から約24万人と増加。
- ・文化庁では特に「生活者としての外国人」にとって必要な日本語教育を推進するため、文化審議会国語分科会において
  - ① 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」（平成22年5月）
  - ② 「 日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」（平成23年1月）
  - ③ 「 日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集」（平成24年1月）
  - ④ 「 日本語教育における日本語能力評価について」（平成24年1月）
  - ⑤ 「 日本語教育における指導力評価について」（平成25年2月）

を取りまとめ。

これらを相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し、日本語教育研究協議会（東京及び近畿で開催）及び都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修で説明。

一方、地域における定住外国人に対する日本語教育の体制整備は、地方公共団体が担う部分が大きく、国は地方公共団体との連携・協力により地域の日本語教育の充実が求められている。このため、各地が抱える日本語教育における課題や取組状況について把握し、その解決方策の検討の場として、都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者による会議を平成28年度より開催。

## 日本語教育研究協議会

### 【目的】

カリキュラム案等を活用する能力の向上及び日本語教育に対する理解の増進

### 【参加者】

日本語教育関係者 等

### 【開催場所】

東京・近畿の2か所

### 【参加者数】

東京 約500名、近畿 約300名

### 【主な内容】

- ・ハンドブックの解説
- ・パネルディスカッション
- ・カリキュラム案等を活用するための演習 等



## 背景

- 政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関する施策を推進。
- 日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者別に実施。
- 全体としての日本語教育施策・事業が必ずしも効果的・効率的に推進されていないという指摘がなされており、日本語教育を総合的に推進していく体制を整備することが必要。

日本語教育を総合的に推進していく体制の基盤を構築するため、関係府省及び関係機関等が情報交換等を行う日本語教育推進会議を開催。加えて、関係機関等が独自に作成している教材等のコンテンツを共有するための、日本語教育コンテンツ共有システムを着実に運用する。



## ○日本語教育推進会議

- ・関係府省及び関係機関等が集まり、日本語教育に関する具体的な取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換等を行う。  
【平成24年1月23日（第1回）、平成24年3月12日（第2回）、平成24年9月21日（第3回）、平成25年9月25日（第4回）、平成26年9月24日（第5回）  
平成27年9月16日（第6回）、平成28年9月15日（第7回）、平成29年9月14日（第8回）、平成30年9月19日（第9回）】

## ○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- ・日本語教育に関する各種コンテンツ（教材、論文、報告書、団体・人材情報等）を共有し、①信頼性のある情報を、②確実に、かつ③効率的に探し出し、活用できる仕組みを構築。

**NEWS : Nihongo Education contents Web sharing System**  
(平成25年4月1日運用開始 <http://www.nihongo-ews.jp>)

- ・日本語教育に関するコンテンツを収集し、更なる充実を図る。

